

## 第1部

### 報告 ～裁判の現場から～

# 「国公労連」

日本国家公務員労働組合連合会 書記長

鎌田 一



**国** 公労連書記長の鎌田と申します。まず、理不尽な賃下げに対するたたかいに決起され、裁判闘争で、ご奮闘されているみなさまに心から敬意を申し上げます。

また、私たち国公労連へのご支援、とりわけ公務員賃下げ違憲訴訟のたたかいに、日頃からご支援・ご協力頂いていることにこの場を借りて心から感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

私どもの裁判は、昨年10月に一審判決がありました。国公労連が主張していた、人事院勧告に基づかない一方的な賃下げは、憲法違反であり、交渉権の侵害にあたるとの指摘に対し、判決は、私たちの主張をことごとく退け、人勧を実施する義務を国会の裁量権と議論をすり替えた国の主張のみを取り上げた大変不当なものでした。

そのため控訴して、第1回の口頭弁論が7月8日の水曜日に東京高等裁判所で開かれることになっています。この間の全大教裁判の一審判決も、使用者の不当性を認めず、結論ありきの大変不当な判決であり、私どもとしても大変遺憾な判決であると考えています。特に、労働法が適用されているにもかかわらず、労働者と合意することなく、就業規則を不利益変更することを禁じている労働契約法違反を認定しない司法の判断には、理解に苦しみます。

労働基準行政の立場から労働者契約法の立法過程をみてきまして、労働者の永年のたたかいによって確立された労働条件の不利益変更法理や解雇権乱用法理を法制化したものであり、法律の主旨からすれば、全大教の不利益変

更事案は、不当であることは明らかです。この間の判決は、そのことをまったく斟酌しない、労働契約法の主旨を曲解した不当な判決であり、これは公正さを信条としている裁判所の姿勢、そのものが問われるものだと考えます。

私は、労働局や労働基準監督署に長年勤務してきましたが、そこで最初に学ぶのは、労働者保護の重要性についてです。

一つは、労働法は、契約の自由の資本主義社会の中で、力関係が優位な使用者との関係について、契約の自由を修正して、法律で使用者を規制するということです。

もう一つは、労働法は、憲法の要請を受けて、労働者の権利と労使対等の原則を保障する重要な役割があるということ学びます。その上で、労働行政の実務に携わるのですが、様々な事案で、使用者が労働関係法令を遵守しているかを判断する上で重要なのは、行政の職員が単に中立的な立場でジャッジするのでは、全体が見えずに、労働者保護が出来なくなることがあるということです。そのため、労働者・労働組合の立場に立って事案に向き合うことが、労働法の精神を活かすために、極めて重要ということが身にしみてわかりました。この経験からしても、この間の司法の判断は、使用者の立場に傾きすぎており、憲法や労働法の精神をまったく踏まえない不当なものと言わざるを得ません。こうした司法の判断を定着させてしまうならば、労働者が生活の糧を得る唯一の手段である賃金を、使用者の勝手に引き下げることがまかり通り、労働者保護の精神や労使対等の原則といった、これまでの、あたりまえの社会規範が有名無実化してしまいます。さらに現在の労働法制の改悪などと合わせて、労働者をより安く、使い捨て自由な社会に進んでしまいかねません。

したがって、国公労連も公務員賃下げ違憲訴訟の控訴審のたたかいで逆転勝利をめざすと共に、全大教の裁判闘争をはじめ、理不尽に虐げられて闘っているすべての労働者と連帯して、全力をあげて、奮闘する決意を申し上げます。国公労連からの報告とさせていただきます。共にがんばりましょう。(拍手)